

# あゆみ速報

原研労組中執ニュース

原子力平和利用三原則  
—公開・民主・自主—を守ろう

日本原子力研究開発機構労働組合

〒319-1106 茨城県那珂郡東海村白方 2-4  
Tel. 029 (282) 5413, 5414 Fax. 029 (284) 0568

## [給与改定・期末手当] JAEA・QST と妥結!

原研労組は「2018年度給与改定」、「12月期の期末手当」及び「秋季賃金・労働条件改善要求と回答」の3件について、原子力機構（JAEA）、量研機構（QST）の両機構と団体交渉等を重ねてきました。基本的には国家公務員に準拠した回答で、組合員の声を反映した労組の要求とはかけ離れたものとなっており、とても満足いくものではないと考えております。しかしながら、給与改定・期末手当ともプラス回答であること、人事院勧告よりも若年層に配慮した内容となっていることなど、機構側にも多少なりとも努力の跡が見られ、原資も使いきっていることであるため、これ以上の交渉継続による前進は難しいと判断し、QSTとは11/26(月)、JAEAとは11/28(水)に妥結することといたしました。

取り急ぎ、以下に期末手当の支給式を掲載いたします。給与改定の内容や団体交渉の詳細については、次号以降のあゆみ速報でお知らせいたします。

\*\*\*\*\*

### 2018年度12月期一時金について（JAEA）

#### ◎ 一般職（1～5級）支給式 （0.05月のプラス改定）

{ (本給×2.325月×評価反映率) + (6,500円×扶養手当人数) + 58,852円 + 職務別加算 } × 期間率

※ 評価反映率： S:1.10 A:1.05 B:1.00 C:0.95 D:0.90

※ 扶養手当人数： 基準日現在の扶養手当の支給対象者

※ 職務別加算 = { 本給 × (1 + 地域調整手当の支給割合) } × 加算率 × 2.325月

地域調整手当の支給割合： 東京特別区 0.06、 その他の地区は 0.03

加算率： 3級以下：0、 4,5級：0.05

(参考) 支給式昨年度実績

{ (本給×2.325月×評価反映率) + (6,500円×扶養手当人数) + 59,402円 + 職務別加算 } × 期間率

#### ◎ 6～7級職員支給式 （0.05月のプラス改定）

{ (本給+職責手当) × 支給率 × 評価反映率 + 職務別加算 } × 期間率

※ 支給率

6級（特例級を除く）： 2.4007992 （昨年度 2.3965917）

7級（6級特例級を含む）： 2.6597661 （昨年度 2.6617608）

原研労組に加入し、労働条件の改善と働きがいある職場をともにめざしましょう。（内線 Tel. 81-5413, 81-5414）

URL <http://orange.zero.jp/genkenrouso.wing/> E-mail [genkenrouso@muse.ocn.ne.jp](mailto:genkenrouso@muse.ocn.ne.jp)

(注) 7級以上は、管理職加算(7級は「本給×0.12」、8・9級は「本給×0.19」を本給、職責手当、扶養手当及び地域調整手当に加算した上で、支給原資枠を算出する。)があるため、支給率が大きくなる。

※ 評価反映率： S:1.20 A:1.10 B:1.00 C:0.90 D:0.80

※ 職務別加算 = {本給×(1+地域調整手当の支給割合)} ×加算率×月数

- 地域調整手当の支給割合： 東京特別区：0.06、東京特別区以外の地区：0.03
- 加算率： 6級(特例級を除く)：0.1、 7級(6級特例級を含む)：0.15、  
8級以上：0.2
- 月数： 6級：2.325、 7級以上：2.325

◎ 定年後再雇用嘱託支給式 (改定なし)

(1) 常勤 (報酬月額+特別都市手当月額) × 1.4 × 評価反映率

(2) 非常勤 (報酬月額+特別都市手当月額) × 0.5 × 期間率評価反映率

(注) 支給対象期間に欠勤日数がある場合は、期間率を乗じる。期間率は支給対象期間における出勤日数を同期間における出勤すべき日数で除して得た額。

(小数第3位を切り上げ)

◎ 臨時用員支給式 (改定なし)

支給日現在に在職し、平成30年6月2日から平成30年12月1日までの期間において

- (1) 出勤日数 20日以上 40日未満の者： 本給日額の 9.5日分
- (2) 出勤日数 40日以上 70日未満の者： 本給日額の 18.0日分
- (3) 出勤日数 70日以上 100日未満の者： 本給日額の 22.0日分
- (4) 出勤日数 100日以上の場合： 本給日額の 24.5日分

(注) 臨時用員就業規則に定める年次休暇及び特別休暇は、出勤とみなす。

◎ 支給日： 平成30年12月10日

## 中央委員会を開催します!

**第497回 中央委員会を下記の通り、開催します。**  
**中央委員の皆様は、万障お繰り合わせの上、ご出席をよろしく  
お願いいたします。**

### 記

**日時： 2018年12月06日(木) 18:30~**

**場所： 原研労組 組合事務所**

- 議題：**
- ① **団体交渉の報告・承認 (JAEA・QST)**  
**2018年度 給与改定、12月期の期末手当、  
秋季賃金・労働条件改善要求 (報告)**
  - ② **中央執行委員 補充選挙の実施について**
  - ③ **前回中央委員会からの活動報告など**

## 2018年度12月期一時金について (QST)

支給月数 (定年制職員及び任期付職員) : 2.225 (0.05月のプラス改定)  
(QSTは6月期に+0.10月を実施済みのため、実質は人勧と同じ)

◎ 定年制職員 (1~5級) 支給式  
(棒給の月額+主任研究員手当+診療放射線技師調整手当+初任給調整手当  
+扶養手当+地域調整手当+職務別加算) × 2.225 × 期間率

※ 職務別加算 = { (棒給の月額+診療放射線技師調整手当)  
× (1+地域調整手当の支給割合) } × 加算率  
地域調整手当の支給割合: 稲毛地区 0.09、その他の地区は 0.03  
加算率: 3級以下: 0、4,5級: 0.05

(参考) 支給式昨年度実績  
(棒給の月額+主任研究員手当+診療放射線技師調整手当+初任給調整手当  
+扶養手当+地域調整手当+職務別加算) × 2.275 × 期間率

◎ 定年制職員 (6, 7級) 支給式 (0.05月のプラス改定)  
(棒給の月額+主幹研究員手当 (7級職員は職責手当) +診療放射線技師調整  
手当+扶養手当+地域調整手当+~~職責手当の経過措置額 (2018年度より廃止)~~  
+職務段階に応じた加算額+管理職加算額) × 2.225 × 期間率

※ 職務段階に応じた加算額 = { (棒給の月額+診療放射線技師調整手当)  
× (1+地域調整手当の支給割合) } × 加算率  
地域調整手当の支給割合: 稲毛地区 0.06、その他の地区は 0.03  
加算率: 6級 0.1、7級 0.15  
※ 管理職加算額 (7級のみ) = (棒給の月額) × 0.12

(参考) 支給式昨年度実績 (6, 7級職責手当受給職員)  
(棒給の月額+主幹研究員手当 (7級職員は職責手当) +診療放射線技師調整手当  
+扶養手当+地域調整手当+~~職責手当の経過措置額~~+職務段階に応じた加算額  
+管理職加算額) × 2.275 × 期間率

◎ 任期付職員は定年制職員と同じ。

◎ 任期付職員 (専門業務員) 機構から移籍した定年後再雇用職員 (改定なし)  
棒給 × 評価結果区分に応じた支給月数 × 期間率  
※ 評価結果区分: S: 2.425月 A: 1.925月 B: 1.425月 (標準)  
C: 0.925月

◎ 支給日: 平成30年12月10日

## 不当差別是正訴訟 第15回口頭弁論の報告

11月8日(木)に「動燃から続く不当差別是正訴訟」の第15回口頭弁論が水戸地裁で開かれました。口頭弁論の開始前に「水戸地裁へ原子力機構に不当差別の是正を命じる公正な判決を求める署名」838筆を、原告団・支援する会と共に水戸地裁に提出し、公正な判決と早期解決などを訴えました。この署名は、国民救援会、全労連、特法連、科労協などのご協力により集めたもので、前回提出分と合わせると合計で1927筆ものご署名をいただくことができました。

口頭弁論は、裁判所に提出された「西村資料に係る書証の原本」9本を非常に丁寧に確認していただけたため、これまでで最長となる約60分を要するものでした。なかでも、マル秘資料に係るやり取りでは、裁判長から「この資料はどういった種類のものですか」、「ここに引いてある線は何のためのものですか」などと細かいところまで目を通していただい、非常に充実した内容となりました。

口頭弁論終了後には、別室において裁判官、原告、被告の三者による進行協議が行われ、以下のような主張や確認が行われました。

- 被告側から、「各原告がいつの時点で6級に昇格すべきだったのか、具体的な主張はしないのか」と質問がありました。原告側としては「特段に必要性を感じていなかったのだからやっとなかったが、被告側の主張しだいでは、絞り込むこともあり得る」と回答しました。
- 裁判所から、「差額賃金相当の損害金について、具体的に計算し直さないのか」と催促がありました。原告側からは提出することを約束しました。
- 被告側から出された「消滅時効」についての反論を行いました。
- 被告側が主張している「各原告に対する評価の手法」について、原告側としては不明点があるため、次回期日の前までに釈明を求めることとしました。
- 原告側からの「被告側の立証計画は、いつ出すのか」との質問については、被告側から提出できるとの明確な返答がありませんでした。原告側の立証計画は、昨年中に提出しており、早期解決をするためにも早急に被告は、立証計画を出すべきと主張しました。

### ◎今後の口頭弁論の予定

第16回口頭弁論： 2019年1月17日(木) 10時30分

第17回口頭弁論： 2019年3月07日(木) 10時30分

裁判後に開かれた報告集会では、冒頭に、岡山県人形峠事業所に29年間封じ込められていた原告の方から、職制との生々しいやり取りや差別を受けながらも自らの信念を曲げなかったことなどの紹介がありました。

原告弁護団からは「原告らの能力・勤務成績が劣悪であり、昇格格差に合理性があったとするならば、被告はそれらを立証する必要がある」、「原告の人事評価結果についての認否反論」、「原告らと同期同学歴の昇格時期にバラつきがあるとの被告の主張に対する反論」などについて、各担当弁護士からユーモアを交えて分かりやすく説明がありました。

今回の裁判傍聴には国民救援会、特法連、OB、原研労組組合員などの40名近い方にご参加いただくことができ、感謝を申し上げます。どうぞ、安全な原子力研究開発を進めるためにも本裁判へのご支援を心の底からお願い申し上げます。

原告団 団長

# 公 示

2018年12月3日

日本原子力研究開発機構労働組合 中央選挙管理委員会

高崎支部選挙管理委員会

大洗支部選挙管理委員会

## 組合役員補充選挙について

日本原子力研究開発機構労働組合規約に基づき、第70期中央執行委員の補充選挙を、下記のとおり行うことにしたので公示する。

### 記

1. 選挙区及び定数
  - (1) 中央執行委員／全所一区 5名
  - (2) 支部執行委員／各支部選挙管理委員会が別に公示する。
2. 役員任期  
任期は、2019年3月から6月までの4ヶ月とする。
3. 立候補届出  
受 付：立候補の届出は、中央選挙管理委員会及び各支部選挙管理委員会が受け付ける。  
期 間：12月4日(火)～12月12日(水)までの毎日9時～18時迄とする。
4. 投票日時及び場所  
各支部選挙管理委員会が別に公示する。  
東海地区については、以下のとおりとする。  
【投票日時】 12月20日(木)～21日(金) 10時～18時30分迄  
【投票場所】 労働組合事務所  
但し、遠隔地考慮すべき理由により指定日時及び場所での投票が困難な場合は、この限りではない。
5. 不在者投票の日時  
各支部選挙管理委員会が別に公示する。  
東海地区については、以下のとおりとする。  
【投票日時】 12月17日(月)～19日(水) 12時～13時迄、  
17時30分～18時30分迄  
【投票場所】 労働組合事務所
6. 投票方法
  - (1) 中央執行委員／2名連記無記名投票
  - (2) 支部執行委員／各支部選挙管理委員会が別に公示する。
7. 開 票
  - (1) 中央執行委員の開票は、東海地区にて中央選挙管理委員会が行う。
  - (2) 支部執行委員選挙の開票は、投票終了後即日、各支部選挙管理委員会が行う。

## 8. 推薦母体及び推薦候補者数

中央執行委員選挙（定数5名）の推薦母体と推薦候補者数は以下のとおりとする。  
また、各支部執行委員選挙の推薦母体については各支部選挙管理委員会が別に公示する。

推 薦 母 体	中央執行委員
	定数
連合1	5
連合2	
工務・福島連合	
研究炉部連合分会（JRR-3, JRR-4, NSRR）	
物理化学連合	
先端基礎・中性子	
那珂分会	
高崎支部	
大洗支部	

推薦母体の内訳は次の通り：

連合1： 核サ研地区、青森地区、福島・その他地区、東京地区、関西地区、  
人材育成、核不拡散

連合2： バックエンド分会、環境・線管・研究室分会、放管第1・第2分会

工務・福島連合： 工務技術分会、福島技術分会

研究炉部連合分会： JRR-3分会、JRR-4分会、NSRR分会

物理化学連合： 核物理分会、化学分会

先端基礎・中性子・那珂分会： 先端基礎分会、中性子分会、

那珂分会： 那珂分会

以上

## ～中央執行委員 補充選挙の日程～

第10期中執5人のうち2人は、現在、囑託の非常勤で働いており、  
2019年3月には雇用契約が終了する予定です。そのため労組選挙規則  
に従い、12月3日に「組合役員補充選挙」の公示を行いました。

立候補者の選出を進めるため、組合員の皆様は分会の開催をお願いい  
たします。なお、補充選挙で選出された中執の任期は2019年3月～6  
月の4ヶ月間となります。

- 12月03日（月） 選挙公示
- 12月04日（火）～12日（水） 立候補者受付、分会開催期間  
※東海地区 分会長の皆さんは、分会の開催希望日時と場所を  
中執までご連絡ください。
- 12月17日（月）～19日（水） 不在者投票
- 12月20日（木）、21日（金） 本投票（21日開票）

皆様、立候補についてご検討をよろしくお願いいたします！